

諮詢男女第220号
令和2年7月16日

石川県男女共同参画審議会会長

石川県知事 谷本正憲



「男女共同参画計画」の策定 並びに「配偶者暴力防止及び被害者保護等に関する基本計画」の変更について（諮詢）

石川県男女共同参画推進条例（平成13年石川県条例第33号）第8条第1項の規定に基づき、次のとおり諮詢する。

記

1 諒 問

男女共同参画計画の策定並びに配偶者暴力防止及び被害者保護等に関する基本計画の変更について、貴審議会の意見を聴く。

2 理 由

平成23年3月に、現行の男女共同参画計画（いしかわ男女共同参画プラン2011）を策定し、平成28年3月には改定（いしかわ男女共同参画プラン2011改定版）を行い、男女共同参画社会の実現に向け、総合的かつ計画的に取組の推進を図ってきたところである。

このたび、現行計画の計画期間が令和2年度末で終了することから、これまでの取り組みの成果や課題の検証を行い、さらに県内社会情勢の変化や今年度実施した「男女共同参画に関する県民意識調査」の結果をふまえ、新たな計画を策定する必要がある。

また、配偶者暴力防止及び被害者保護等に関する基本計画については、平成17年10月に策定し、平成28年3月には改定を行い、配偶者からの暴力のない社会の実現を目指し施策の推進に取り組んできたところであるが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正等に伴い、計画を変更する必要がある。